応募を希望されている団体の皆さんへ（連絡事項）

○令和８年度生活困窮者支援活動事業補助金スケジュール

① 募　集　案　内　開　始：令和８年　９月２４日（木）
② 事　業　概　要　説　明　会：令和８年１０月　５日（月）１０時から　市役所２階第４会議室
③ 事業参加申込書　提出締切：令和８年１１月１３日（金）１７時　市役所地域福祉課窓口まで
④ プレゼンテーション選考会：令和８年１１月１７日（火）１３時３０分～　市役所２階第４会議室
⑤ 補助金交付申請書受付開始：令和８年１１月１９日（木）
⑥ 実施事業中間報告会：令和９年　１月１５日（金）１３時３０分～　市役所２階第４会議室
⑦ 補助事業期間の終了日：令和９年　２月２８日（日）
⑧ 補助金実績報告書提出締切：令和９年　３月３１日（水）

◆実施して頂くこと

① 申請内容と予算を地域福祉課と調整しながら、採択された事業を確実に実施してください。
② 活動内容について積極的な情報発信を行ってください。
③ 事業参加申込書の締切前に、事業概要説明会を開催します。特に初めて応募される方は出席してください。
④ 事業採択後の事業手続説明会に必ず出席してください。
⑤ 地域福祉課の要請に応じ、締切期日を厳守して中間報告書及び完了報告書を提出してください。

◆補助金の支払い方法について

事業完了後に提出して頂いた実績報告書に基づき確定した補助金額を、請求書に記載して頂いた銀行口座に振込みます。

なお、交付決定通知後に補助金を概算払いで受け取り、事業完了後に実績報告書に基づき補助金の精算を行うこともできます。

◆重要な注意事項

① 事業採択の可否に関わらず、鳥栖市市民活動団体として登録してください。
② 交付対象団体情報（団体名、代表者氏名、所在地、事業内容、交付金額）を、活動報告等のために公開する場合があります。
③ 申請時に記載して頂いた団体の役員情報は、本事業の適正な実施を担保するための調査で使用し、それ以外では使用しません。
④ 提出して頂いた書類・資料等は返却できません。
⑤ 事業変更や中止等については、変更等の承認申請の手続きが必要になります。そのため当初より目的、事業内容について具体性があり、実施可能な計画書を作成して提出してください。
⑥ 実績報告書は、令和 9 年 3 月 31 日までに提出してください。
⑦ 領収書等の関係書類は整理をして、実績報告書と併せて提出してください。関係書類はコピーを取らせていただき原本は返却いたしますので、５年間はいつでも市からの求めに応じて提出できるように保存しておいてください。